

浜松市風力発電施設に関するガイドライン

令和5年4月



沿革情報

- | | | |
|---|------------|----|
| ◆ | 平成18年8月10日 | 制定 |
| ◇ | 平成21年4月1日 | 改正 |
| ◇ | 平成22年4月1日 | 改正 |
| ◇ | 平成23年7月1日 | 改正 |
| ◇ | 平成24年10月1日 | 改正 |
| ◇ | 平成27年7月1日 | 改正 |
| ◇ | 平成28年4月1日 | 改正 |
| ◇ | 平成31年4月1日 | 改正 |
| ◇ | 令和2年4月1日 | 改正 |
| ◇ | 令和3年4月1日 | 改正 |
| ◇ | 令和4年4月1日 | 改正 |
| ◇ | 令和5年4月1日 | 改正 |

(目 次)

1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの位置付け	1
3	対象	1
4	事業フロー	2
5	遵守事項・努力事項	3
6	建設等に当たっての調整手順	4
7	建設等に当たっての基準	5
8	建設等の工事中及び工事完了後 においての調査	7
9	地域住民への配慮	7
10	設置後の維持管理等	7
11	撤去・処分	8
12	届出様式	8
別表1	想定される主な法規制	17
別表2	市が指定する主要な眺望点	19
別表3	市が指定する景観資源	19
付表1		20

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、本市域内において風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（※1）（以下「風力発電施設等」という。）の建設を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることを目的とする。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（以下「市条例」という。）及び市条例施行規則並びに関係法令等に基づき遵守が求められる事項及び努力事項について、それぞれの考え方を示したものである。

本ガイドラインで規定する遵守を求めている事項において、市条例に違反した場合には、市条例第14条（指導及び助言）、第15条（勧告）、第16条（命令）及び第17条（公表）の規定に基づく措置が講じられることがある。なお、努力事項として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、市条例第14条（指導及び助言）等の対象となる可能性がある。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）では、認定基準として関係法令（条例を含む。）の遵守を規定しており、法令及び条例に違反した場合には、認定の取り消しとなる可能性がある。

3 対象

(1) 対象施設

ア 本ガイドラインは、本市において風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修（※2）（以下「建設等」という。）を行う場合を対象とする。

イ 発電設備容量が100kW未満（※3）の風力発電施設等については対象外とする。

(2) 対象地域

ガイドラインの対象地域は、市内全域とする。ただし、本市行政区域に属さない場合であっても本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

ガイドラインの区域区分は、各種法令等の規制、自然環境や景観の保全、良好な生活環境の確保等を勘案した結果、次のとおりとする。（別紙：区域区分）

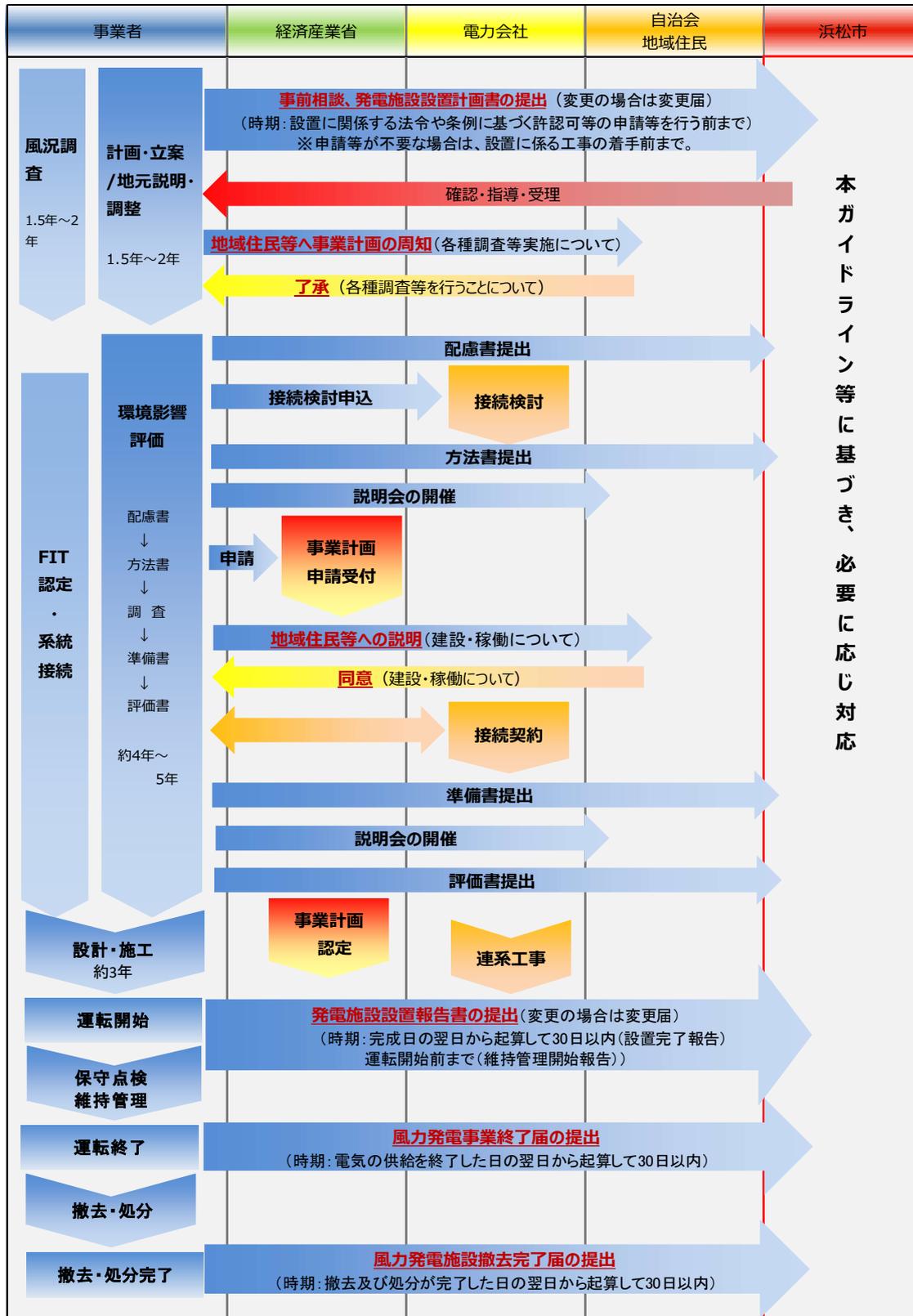
ア 法令等の規制により建設等ができない区域（※4）

イ 法令等の許可を得て（※5）調整（※6）により建設等が可能な区域

ウ 上記以外の区域であり、調整により建設等が可能な区域

4 事業フロー

風力発電事業を実施する場合の手続のフローを次に示す。



5 遵守事項・努力事項

(1) 市条例・関係法令に基づく事項

本ガイドラインの記載事項のうち、市条例並びに関係法令等に基づき遵守が求められる事項及び事業者が努力すべき事項について、以下に示す。

遵守事項

計画・立案	設置を計画している土地に対し、規制されている法令等の把握及び必要な手続の実施
	「発電施設設置計画書（様式第1号）」の市への提出 届け出内容に変更が生じた場合の「事業内容変更等届（様式第2号）」の市への提出
	「発電施設設置計画書（様式第1号）」記載内容に基づく地域住民への周知
設計・施工	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務の遵守 電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計
維持管理	電気事業法に基づく保安規程の届け出、届け出内容に基づく維持管理
	「発電施設設置報告書（様式第3号）」の市への提出 届け出内容に変更が生じた場合の「事業内容変更等届（様式第2号）」の市への提出
撤去・処分	再エネ特措法の規定に基づく事業終了後に適切な撤去及び処分を行うための撤去費用の積立
	（撤去までの期間）建築基準法の規定に適合した適切な維持管理
	（撤去及び処分時）廃棄物処理法等の関係法令を遵守した撤去
	「風力発電事業終了届（様式第4号）」の市への提出 「風力発電施設撤去完了届（様式第5号）」の市への提出

※事業実施に当たっては、記載事項以外に該当する関係法令を必ず確認すること。

努力事項

計画・立案	環境影響評価の対象事業になる場合は、自治会の了承を得ること。
設計・施工	建設等の工事中に環境及び景観等の保全に関し「7 建設等に当たっての基準」を遵守すること。
	建設に当たり地域住民等から申入れのあった事項について誠意をもって対応すること。
維持管理	維持管理に当たって、環境及び景観等の保全に関し「7 建設等に当たっての基準」を遵守すること。
	保守点検結果の記録・保管
	地域住民と協定書等により合意した事項の遵守
	事故発生時の現地確認、地域への被害発生時における市及び地域住民への連絡
撤去・処分	撤去などに関して市や地域住民と合意事項がある場合の対応

(2) 風力発電ゾーニング（※7）

浜松市風力発電ゾーニング計画（平成30（2018）年3月）（以下「ゾーニング」という。）で示すゾーニングエリアに則し、風力発電施設の位置選定に努めること。

6 建設等に当たっての調整手順

(1) 市の窓口

事業者は、カーボンニュートラル推進事業本部を市の窓口として、風力発電施設等の建設等について市の関係部署と協議するものとする。

(2) 建設等に係る届出

事業者は、環境影響評価等風力発電事業に係る法令又は条例に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、「**発電施設設置計画書（様式第1号）**」（以下「計画書」という。）に必要な資料等を添付し、市へ提出するものとする。

なお、計画書の提出後に、記載内容（発電事業者の氏名、住所及び連絡先、事業実施場所）に変更が生じた場合には、「**事業内容変更等届（様式第2号）**」を市へ提出するものとする。また、事業が中止となった場合には、その旨を速やかに連絡すること。

(3) 法規制に係る協議

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の担当部署又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

イ 想定される主な法規制は、別表1のとおりとする。

(4) 自治会及び住民等への説明

ア 地域住民等への周知

事業者は、計画書に記載する内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の事業計画について、風力発電施設を設置する土地に隣接する土地とその土地に存する建物の所有者及び使用者並びに当該施設が立地する自治会（以下「近隣関係者」という。）へ説明会等に

より周知を図ること。

なお、事業の内容や規模等により、説明が必要な範囲は異なるため、当該自治会の代表者に周知の対象範囲について相談する等、事業者の責任において適切に周知を行うよう努めること。

環境影響評価の対象事業になる場合には、手続きの前までに自治会の了承を得るものとする。

イ 周知の方法

事業者は、地域住民への周知に当たっては、地域住民との調整が十分でないまま事業が進められ、住民が困惑している事例が全国で発生していることから、事前に市に提出した方法による説明会や戸別訪問等（以下「説明会等」）を行い、近隣関係者の理解が得られるように丁寧に説明すること。

また、説明会等の議事録を作成するなど、記録を保存し、「**発電施設設置報告書（様式第3号）**」とともに提出すること（頒布資料・出席者名簿等を添付することが望ましい）。

なお、欠席者等説明できなかった者に対しては資料頒布等の対策を講じること。

ウ 要望への対応

事業者は、近隣関係者から、事業計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、説明会等を複数回実施する等、丁寧かつ誠意をもって対応すること。

(5) 専門家等の意見聴取

市は、環境、景観又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて専門家等（※8）の意見を聴取する。

(6) 浜松市土地利用対策庁内委員会における審議

事業者は、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に該当する場合は、都市整備部土地政策課その他の市担当部署及び関係行政機関と協議し、必要な調整を図ったのち、浜松市土地利用対策庁内委員会において審議を受け、必要な調整を行うものとする。

7 建設等に当たっての基準

(1) ゾーニング

風力発電施設等の立地選定に当たっては、ゾーニングに示す事項に留意すること。

(2) 住宅等との距離

風力発電施設等の建設等に当たっては、住宅等（※9）と当該風力発電施設等との距離が850m以上（※10）であることを要する。この場合において住宅等との距離とは、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

(3) 騒音・低周波音

当該風力発電施設等の設置予定位置 から最寄りの住宅等において、40dB（※10）の基準値を超えないものとする。検討の際には、環境省が示す「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29（2017）年5月）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29（2017）年5月）を参考にすること。

(4) 振動

風力発電施設等の敷地境において、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく地域の指定等（平成 17 年浜松市告示第 335 号）第 1 種区域の 2 の振動の規制基準（※11）を超えないものとする。

(5) 電波障害

事業者は、テレビ電波等（※12）に影響が発生しないよう十分に配慮し、必要な措置を講じるものとする。

(6) 自然環境

事業者は、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分に配慮し、必要な措置を講じるものとする。

(7) 景観

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、浜松市景観条例（平成 20 年浜松市条例第 89 号）第 5 条（※13）の規定に基づき、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。

イ 事業者は、市が指定する主要な眺望点又は景観資源の近郊に風力発電施設等の建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（※14）によって予測し、予測した結果を市に対して提出するものとする。

ウ 市が指定する主要な眺望点（※15）及び景観資源（※16）は、別表 2、3 のとおりとする。

エ 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩（※17）は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

オ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する（※18）場合は、必要な措置を講じるものとする。

(8) 広告物

事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(9) 光害、シャドーフリッカー

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響及び浜松市音・かおり・光環境創造条例（平成 16 年浜松市条例第 31 号）に規定する光害（※19）が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

また、風力発電の運転に伴いシャドーフリッカー（※20）が生活に影響を及ぼす恐れがあるので、立地位置等に配慮すること。

(10) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 条（※21）に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（※22）及び埋蔵文化財（※23）以外の文化財についても、風力発電施設等の建設

等の影響から保護（※24）するよう努めるものとする。

8 建設等の工事中及び工事完了後における調査

事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「6 建設等に当たっての基準」の遵守に努めなければならない。

9 地域住民への配慮

地域住民から、事業計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応し、理解が得られるよう努めること。

また、地域住民からの要望等の内容について、市へ報告するものとする。

10 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、発電施設の完成日の翌日から起算して30日以内、「**発電施設設置報告書（様式第3号）**」を提出すること。

また、発電施設の維持管理を開始（譲渡等により発電事業者が変わり、新たに維持管理を開始する場合も含む。）する前までに、「**発電施設設置報告書（様式第3号）**」を提出すること。

なお、「**発電施設設置報告書（様式第3号）**」の記載内容（発電事業者の氏名、住所及び連絡先、事業実施場所）に変更が生じた場合には、「**事業内容変更等届（様式第2号）**」を提出すること。

(2) 事業者は、保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制を構築し、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

(3) 事業者は、風力発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

(4) 事業者は、実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

(5) 事業者は、設置した施設について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。

(6) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生したときには、原因を調査し誠意を持って対応をするとともに、その内容を市に報告するものとする。

(7) 事業者は、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生したときには、直ちに発電、運転状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散及び感電のおそれがないことを確認すること。

また、発電設備の異常や破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止や被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応

を行うこと。

- (8) 事業者は、当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

11 撤去・処分

- (1) 事業者は、当該風力発電事業を終了した日の翌日から起算して 30 日以内に「**風力発電事業終了届（様式第 4 号）**」を提出すること。
- (2) 事業者は、当該風力発電設備を撤去及び処分が完了した日の翌日から起算して 30 日以内に「**風力発電施設撤去完了届（様式第 5 号）**」を提出すること。
- (3) 事業者は、事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分に当っては、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。
- (4) 事業者は、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、必要となる費用の積立を計画的かつ確実にを行うこと。
- (5) 事業者は、事業終了後の設備の撤去など市や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

12 届出様式

様式第1号（6（2）関係）

年 月 日

浜松市長 鈴木康友 へ

住所
名称

代表者氏名
※署名の場合は押印不要

電話

発電施設設置計画書

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例「第7条第1項」に基づき、下記のとおり発電施設設置計画書を提出します。

記

事業実施場所	地番	区 町
	地目	
	面積	
	用途地域 (いずれかに○)	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外
土地の権利関係 (いずれかに○)	自己所有地	売買 借地
発電能力	_____ kW × _____ 基	
工事スケジュール (予定)	(工事着工)	年 月 日 から
	(工事竣工)	年 月 日 まで
発電事業実施期間 (予定)	(運転開始)	年 月 日 から
	(運転終了)	年 月 日 まで
地域住民等との調整 (予定)	周知方法 (いずれかに○)	説明会の開催 個別訪問 その他 ()
	周知時期	
	周知場所	
	周知内容	

	周知対象	周知対象者数（ ）人			
発電設備	製造事業者名				
	型式番号				
	NK認証番号				
排水方法 (いずれかに○)	自然浸透		その他		
連絡先	発電事業者 (担当者)	所属			
		氏名		電話	
	設計・施工事業者 (担当者)	所属			
		氏名		電話	
	保守点検責任者 (担当者)	所属			
		氏名		電話	

【添付書類】

- ・位置図（発電所計画地の位置及び付近の状況を表示する図面）
- ・土地利用平面図（風力発電設備、系統連系柱、標識、柵・塀等＜高さを記載＞、緑地の配置は必ず記載）
- ・主たる眺望地点からの景観の変化を予測した合成図等
- ・排水方法の分かる資料（排水路、調整池等を土地利用計画平面図に記載でも可）

【注意事項】

- ・正副2通を作成し提出すること。（副本はコピーでも可。添付資料は不要。）
- ・副本を農地転用手続き等の添付資料とする場合には必要部数の副本を作成すること。

様式第2号（6（2）、10（1）関係）

年 月 日

浜松市長 鈴木康友 あて

住所
名称

代表者氏名
※署名の場合は押印不要

電話

事業内容変更等届

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき、下記のとおり事業内容変更等届を提出します。（該当する届出にチェックをしてください。）

- 発電施設設置報告書の変更「第10条第2項」
- 発電施設設置計画書の変更「第7条第2項」
- 発電施設設置計画書の廃止「第7条第3項」

記

発電所名称	
事業実施場所（地番）	区 町

（変更の内容） ※変更がない項目には「なし」と記載して下さい。

項目	変更前	変更後
発電事業者 （代表者）	住所 名称 代表者氏名 電話	住所 名称 代表者氏名 電話
発電事業者 （担当者）	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話
設計・施工事業者 （担当者）	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話
保守点検責任者 （担当者）	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話

その他		
-----	--	--

(廃止の内容)

計画廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

【添付書類】

- ・ 変更の内容が分かる資料（変更の場合）
- ・ 廃止の内容が分かる資料（廃止の場合）

様式第3号(10(1)関係)

年 月 日

浜松市長 鈴木康友 へ

住所
名称

代表者氏名
※署名の場合は押印不要

電話

発電施設設置報告書

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき、発電施設設置報告書を提出します。(該当する届出にチェックをしてください。)

- 発電施設の設置完了報告「第9条」
- 発電施設の維持管理開始報告「第10条第1項」

記

事業実施場所	地番	区 町			
	地目				
	面積				
	用途地域 (いずれかに○)	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外			
発電能力	_____kW×_____基				
事業計画認定	あり(取得日: 年 月 日)・なし				
連絡先	発電事業者 (担当者)	所属			
		氏名	電話		
	設計・施工事業者 (担当者)	所属			
		氏名	電話		
	保守点検責任者 (担当者)	所属			
		氏名	電話		

(発電施設の内容)

施設完成日	年 月 日		
処分費用（見込）	円	処分費用積立額(予定)	円/年
説明会等実施結果 （詳細は別紙に記載すること。）			
発電施設設置計画書の変更事項 ※変更がない場合は「なし」と記載 ※変更があった場合、変更内容を記載			

(維持管理の内容)

発電事業実施期間	(運転開始日)	年 月 日 から
	(運転終了日)	年 月 日 まで
維持管理計画の内容		

【添付書類】

- ・土地利用計画平面図
- ・現況写真（発電施設、標識<記載内容が判読可能なもの>、柵・塀等が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの）
- ・自治会及び住民等への説明会等の実施記録（発電施設の設置完了報告の場合）
- ・維持管理の内容が分かる資料（発電施設の維持管理開始報告の場合）
- ・変更事項の内容が分かる資料（変更事項がある場合のみ）
- ・説明会や個別訪問等の議事録

様式第4号（11（1）関係）

年 月 日

浜松市長 鈴木康友 あて

住所
名称

代表者氏名
※署名の場合は押印不要

電話

風力発電事業終了届

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第11条に基づき、風力発電事業終了届を提出します。

記

発電所名称		
事業実施場所（地番）		区 町
事業地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当者（連絡先）	
運転終了日		年 月 日
発電施設の撤去完了日（予定）		年 月 日
発電設備の概要及び今後の発電施設の撤去計画について		
特記事項		

【添付書類】

- ・土地利用平面図
- ・発電施設の撤去計画の内容が分かる資料

様式第5号（11（2）関係）

年 月 日

浜松市長 鈴木康友 あて

住所
名称

代表者氏名
※署名の場合は押印不要

電話

風力発電施設撤去完了届

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第12条に基づき、風力発電施設撤去完了届を提出します。

記

発電所名称		
事業実施場所（地番）		区 町
事業地の敷地面積（㎡）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当者（連絡先）	
発電設備の概要		
撤去完了日		年 月 日
特記事項		

【添付書類】

- ・ 現況写真（撤去が完了した状況が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの）

別表 1 想定される主な法規制

No	法・規制名	所管課
1	航空法	市民生活課
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境政策課
3	振動規制法	環境保全課
4	騒音規制法	環境保全課
5	景観法	土地政策課
6	屋外広告物法	土地政策課
7	工場立地法	産業振興課
8	労働安全衛生法	産業総務課
9	漁業権	農業水産課
10	漁港漁場整備法	農業水産課
11	港則法	農業水産課
12	航路標識法	農業水産課
13	農業振興地域の整備に関する法律	農地利用課
14	農地法	農地利用課 農業委員会
15	森林法	林業振興課
16	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	林業振興課
17	国土利用計画法	土地政策課
18	宅地造成等規制法	土地政策課
19	都市計画法	都市計画課
20	道路交通法	道路企画課
21	自然公園法	緑政課
22	生産緑地法	緑政課
23	都市緑地法	緑政課
24	静岡県自然環境保全条例	緑政課
25	都市公園法	公園課
26	道路法	道路保全課
27	高速自動車国道法	道路企画課
28	海岸法	河川課
29	河川法	河川課
30	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	河川課
31	港湾法	河川課
32	砂防法	河川課
33	地すべり等防止法	河川課

No	法・規制名	所管課
34	建築基準法	建築行政課
35	消防法	消防局
36	文化財保護法	文化財課
37	静岡県文化財保護条例	文化財課
38	静岡県生活環境の保全等に関する条例	環境保全課
39	静岡県立自然公園条例	緑政課
40	浜松市風致地区条例	緑政課
41	環境影響評価法	環境政策課
42	浜松市環境影響評価条例	環境政策課
43	浜松市ギフチョウの保護に関する条例	環境政策課
44	浜松市川や湖を守る条例	環境政策課
45	浜松市音・かおり・光環境創造条例	環境保全課
46	浜松市屋外広告物条例	土地政策課
47	浜松市景観条例	土地政策課
48	浜松市都市公園条例	公園課
49	浜松市文化財保護条例	文化財課

※以下の法規制については、市に直接の所管課がないため、事業者は関係行政機関と直接協議し、必要な調整を行うものとする。

No.	法規制名	関係行政機関
50	電波法	総務大臣
51	電気事業法	経済産業大臣
52	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	経済産業大臣

別表2 市が指定する主要な眺望点

地域	主要な眺望点	備考
北区細江町	細江公園展望台（国民宿舎東側）	浜名湖県立自然公園
	公園山山頂広場	細江奥浜名湖展望公園
	散策道区間のミニ公園	
北区引佐町	三岳山山頂	
	富幕山山頂展望台	
	竜ヶ石山山頂	
	かわな野外活動センター	
天竜区春野町	天竜の森内駐車場 （スーパー林道天竜線沿い）	神沢第1国有林
	秋葉山山頂	天竜奥三河国定公園
天龍区佐久間町	竜頭山展望台	
天龍区水窪町	青崩峠	
	旧自然クラブ	
	野鳥の森展望台	
	高根城	
	山住・家老平	

※上記以外のもので、市から指示されたものについても同様の対応をとるものとする。

別表3 市が指定する景観資源

気田川 自然環境保全地域	京丸・岩岳山 自然環境保全地域	渋川 自然環境保全地域
浜名湖	遠州灘海岸	

※上記以外のもので、市から指示されたものについても同様の対応をとるものとする。

付表 1

※1	送電線等の付帯設備	送電線等には、資機材等輸送用道路を含む。
※2	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種の全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更(回転羽根、タワーの着色変更、回転羽根、タワーその他大型の資機材の交換等の保守作業)をいう。
※3	100kW 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) では、「事業を検討する目安は、地上高 30m での年平均風速が 6m/s 以上であることが望ましい。」としている。地上高 30m の風力発電施設の発電規模は、概ね 100kW 程度である。 ・複数導入型においては、単基当たりの発電規模が 100kW 未満であっても、全体の発電出力が 100kW 以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。 (例：10kW の風力発電の施設を 10 基導入する場合、全体の発電出力は 100kW となり、ガイドラインの対象とする。)
※4	法令等の規制により建設等ができない区域	例えば、ギフチョウの保護に関する条例(平成 17 年浜松市条例第 140 号)の保護地域
※5	法令等の許可を得て	例えば、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による水平表面の範囲、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)による海岸保全区域、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)による特別地域、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)による特別地区、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)による保安林であっても、申請許可を得て、調整により建設が可能となる区域があるもの。
※6	調整	<p>本ガイドラインに基づく、自治会の住民等や、各種関連団体との調整をいう。</p> <p>※補足 1 区域区分の考え方</p> <p>本区域区分は、事業者が、計画段階において風力発電施設等の建設等の可能性を検討するための参考として掲げたものである。このため、風力発電施設等の立地箇所を最終的に確定するに当たっては、事業者と各所管課との間で行われる法規制に係る協議において、各所管課で作成した地図等を基に、立地箇所における法規制の有無、内容及び詳細な区域を確認する必要がある。</p>
※7	ゾーニング	浜松市風力発電ゾーニング計画書及び風力発電ゾーニングマップを平成 30(2018)年 3 月に公表している。
※8	専門家等の例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価審査会 (環境影響評価方法書等の内容に係る意見聴取) ・景観審議会 (当該施設の建設等の景観影響に係る意見聴取)
※9	住宅等	住宅のほか、学校、幼稚園、病院などの文教施設・保健福祉施設等をいう。
※10	850m 以上	<p><ゾーニング抜粋></p> <p>ゾーニングに示された住居等からの離隔距離に基づく。住居等から風力発電施設の離隔距離の設定根拠は、次のとおり。</p>

○計算条件

- ・2,000kWが一行に並んでいる場合を想定し風車が1基の場合と5基の場合で、離隔距離別に計算。
- ・風車の間隔は300m
- ・音源のパワーレベルは105.1dB（暫定値）
- ・空気による減衰のみ考慮し、地形による音の反射・遮蔽や風向きの影響等は考慮していない。
- ・暗騒音（もともとある現状の騒音）は考慮せず、風車により付加される騒音のみを算定した。

表 計算結果

風力発電設備基数	1基	5基
40dB以下を満たす距離	500m	850m
45dB以下を満たす距離	320m	500m

やかましい	80dB	地下鉄の車内、交通量の多い道路、電話が聞こえない
	70dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
	60dB	静かな乗用車、普通の会話
静か	50dB	静かな事務所
	40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
非常に静か	30dB	郊外の深夜、ささやき声
	20dB	木の葉の触れ合う音、置き時計の秒針の音（1m）

出典：風力発電施設から発生する騒音などの評価手法に関する検討会（環境省）「風力発電施設から発生する騒音などへの対応について」（平成28（2016）年1月）

ゾーニングでは、暫定的な値として5基設置した場合に40dBを確保できる離隔距離をとるため、居住地等からの離隔距離を850m以上と設定した。

しかしながら、上記結果は風車の規模や配置、音源の規格（パワーレベル）、騒音対策等によっても異なるため、実際の発電事業の事業化段階では、より詳細な検討が必要である。検討の際には、環境省が示す指針（風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29（2017）年5月、環境省）を参考にすること。

※11	振動の規制基準	<table border="1" data-bbox="646 275 1303 526"> <tr> <th>時間の区分 区域の区分</th> <th>昼間 (午前 8 時 ～午後 8 時)</th> <th>夜間 (午後 8 時 ～午前 8 時)</th> </tr> <tr> <td>第 1 種区域の 1</td> <td>60dB 以下</td> <td>55dB 以下</td> </tr> <tr> <td>第 1 種区域の 2</td> <td>65dB 以下</td> <td>55dB 以下</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域の 1</td> <td>70dB 以下</td> <td>60dB 以下</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域の 2</td> <td>70dB 以下</td> <td>65dB 以下</td> </tr> </table> <p>(振動規制法に基づく地域の指定等(平成 17 年浜松市告示第 335 号)より)</p> <table border="1" data-bbox="646 616 1303 963"> <tr> <th>振動に係る 区域の区分</th> <th>都市計画法による用途地域等</th> </tr> <tr> <td>第 1 種区域の 1</td> <td>第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜北地域自治区のうち別図により実線で示した区域(主に県立森林公園の地域)</td> </tr> <tr> <td>第 1 種区域の 2</td> <td>その他の区域(浜松飛行場を除く)</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域の 1</td> <td>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域の 2</td> <td>工業地域、工業専用地域(県条例が適用される。)</td> </tr> </table>	時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時 ～午後 8 時)	夜間 (午後 8 時 ～午前 8 時)	第 1 種区域の 1	60dB 以下	55dB 以下	第 1 種区域の 2	65dB 以下	55dB 以下	第 2 種区域の 1	70dB 以下	60dB 以下	第 2 種区域の 2	70dB 以下	65dB 以下	振動に係る 区域の区分	都市計画法による用途地域等	第 1 種区域の 1	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜北地域自治区のうち別図により実線で示した区域(主に県立森林公園の地域)	第 1 種区域の 2	その他の区域(浜松飛行場を除く)	第 2 種区域の 1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区	第 2 種区域の 2	工業地域、工業専用地域(県条例が適用される。)
時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時 ～午後 8 時)	夜間 (午後 8 時 ～午前 8 時)																									
第 1 種区域の 1	60dB 以下	55dB 以下																									
第 1 種区域の 2	65dB 以下	55dB 以下																									
第 2 種区域の 1	70dB 以下	60dB 以下																									
第 2 種区域の 2	70dB 以下	65dB 以下																									
振動に係る 区域の区分	都市計画法による用途地域等																										
第 1 種区域の 1	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜北地域自治区のうち別図により実線で示した区域(主に県立森林公園の地域)																										
第 1 種区域の 2	その他の区域(浜松飛行場を除く)																										
第 2 種区域の 1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区																										
第 2 種区域の 2	工業地域、工業専用地域(県条例が適用される。)																										
※12	対象となる電波	<p>電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用、鉄道事業用、具体的には、テレビ局、電話局、自衛隊、海上保安庁、漁業無線中継基地、市町村の防災無線等がある。なお、周辺に民家がある場合、最も問題となるのはテレビ電波障害であり、送信地点、建設地点、受信地点の位置関係や風車規模によって変化する。事前の予測に基づき反射領域と遮蔽領域に居住地域が含まれないように候補地点を設定するものとする。</p> <p>※参考「電波障害」 電波障害については影響の範囲を予測し、その範囲が住居と重ならないことを原則とする。しかしながら、風車のような複雑な形状をした構造物による影響を正確に予測することは困難であるとされる。したがって現状では、風車の建設前の状況を調査によって把握しておき、何らかの障害が発生した場合に然るべき処置を行うことで対応が図られている。 建設後の調査によって明らかに風車による影響が現れ、事業者が共同アンテナの設置、アンテナの改善処置等、必要な対応をとったという事例もある。</p>																									
※13	浜松市景観条例	<p><条例抜粋> (事業者の責務) 第 5 条 事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。</p>																									
※14	視覚的な表現方法	合成写真、コンピュータグラフィック、ジオラマ(立体模型)等を使って表現する方法																									
※15	主要な眺望点	調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用して																									

		いる場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電施設等を望むことができる場所とし、土取場、土捨場等の地形改変場所が景観資源である場合はこれらを望むことができる場所も含む。								
※16	景観資源	山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化的財価値のある人文景観資源をいう。								
※17	配置、デザイン及び色彩	景観について客観的に評価することは難しいが、周囲の景観と調和が図られるよう配置・デザイン・色彩等について配慮する。								
※18	景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する	市は、6 の (5) に掲げる専門家等の意見を聴取して判断を行う。								
※19	光害 (ひかりがい)	照明器具又は光源(以下「照明器具等」という。)から発せられる光のうち、その目的とする照射範囲の外に漏れる光又は過剰な輝きが周辺に及ぼす安眠の妨げ、天体観測への影響、道路標識、信号機等の視認性の低下等の影響のことをいう。								
※20	シャドーフリッカー	晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象。影の明暗が住民生活で不快感を覚える場合がある。								
※21	文化財保護法	(この法律の目的) 第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。								
※22	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財								
※23	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財								
※24	文化財保護	<p>※参考 6 文化財関係法令及び必要な手続き</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文化財関係法令</th> <th>必要な手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保護法 (昭和25年法律第214号)</td> <td>国指定文化財の現状変更の許可申請・届出及び制限 ・史跡名勝天然記念物第125条 ・有形文化財(建造物)第43条 ・重要文化的景観第139条 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる土木工事等の届出及び指示 ・第93条</td> </tr> <tr> <td>静岡県文化財保護条例 (昭和36年静岡県条例23号)</td> <td>静岡県指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・史跡名勝天然記念物第33条 ・有形文化財(建造物)第12条</td> </tr> <tr> <td>浜松市文化財保護条例 (昭和52年浜松市条例第28号)</td> <td>浜松市指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・史跡名勝天然記念物第36条 ・有形文化財(建造物)第12条</td> </tr> </tbody> </table>	文化財関係法令	必要な手続き	文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	国指定文化財の現状変更の許可申請・届出及び制限 ・史跡名勝天然記念物第125条 ・有形文化財(建造物)第43条 ・重要文化的景観第139条 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる土木工事等の届出及び指示 ・第93条	静岡県文化財保護条例 (昭和36年静岡県条例23号)	静岡県指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・史跡名勝天然記念物第33条 ・有形文化財(建造物)第12条	浜松市文化財保護条例 (昭和52年浜松市条例第28号)	浜松市指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・史跡名勝天然記念物第36条 ・有形文化財(建造物)第12条
文化財関係法令	必要な手続き									
文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	国指定文化財の現状変更の許可申請・届出及び制限 ・史跡名勝天然記念物第125条 ・有形文化財(建造物)第43条 ・重要文化的景観第139条 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる土木工事等の届出及び指示 ・第93条									
静岡県文化財保護条例 (昭和36年静岡県条例23号)	静岡県指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・史跡名勝天然記念物第33条 ・有形文化財(建造物)第12条									
浜松市文化財保護条例 (昭和52年浜松市条例第28号)	浜松市指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・史跡名勝天然記念物第36条 ・有形文化財(建造物)第12条									

浜松市風力発電施設に関するガイドライン

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部
〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103-2
TEL:053-457-2503 FAX:050-3730-8104
E-mail:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp
